

大和市告示第179号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1条の2」を「第1条の3」に改める。

第5条中「インフルエンザ予防接種」を「インフルエンザの予防接種」に、「、実際に要した費用から1,500円を」を「1,500円を、肺炎球菌感染症（高齢者）の予防接種については3,000円を実際に要した費用から」に、「被保護世帯」を「保護を受けている世帯」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付受給世帯」を「支援給付を受けている世帯」に改める。

第9条第3号中「65歳以上のインフルエンザ予防接種」を「インフルエンザの予防接種及び肺炎球菌感染症（高齢者）の予防接種を受ける場合」に改める。

別表第1風しんの項の次に次のように加える。

水痘	—	1歳以上3歳未満	9,234円
----	---	----------	--------

別表第1に次のように加える。

肺炎球菌感染症（高齢者）	—	65歳の者又は60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の3に規定するもの	費用免除者 8,596円 費用免除者以外の者 5,596円
--------------	---	---	----------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の別表第1の規定の適用については、同表水痘の項中「3歳未満」とあるのは、「5歳未満」と、同表肺炎球菌感染症（高齢者）の項中「65歳の者」とあるのは、「平成26年3月31日において100歳以上の

者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。

- 3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の別表第1の規定の適用については、同表肺炎球菌感染症（高齢者）の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までにある者」とする。